

物品部門の入札・見積合せの概要について 令和7年4月

物品の入札・見積合わせは、一部例外を除き「岡山県電子入札共同利用システム」（以下「電子入札システム」という。）で行います。〔ポータルサイト <http://www.e-okayama.t-elbs.jp/> 〕

1 一般競争入札について

財産の買入の場合は許容価格300万円を超えるもの、製造の請負の場合は400万円を超えるものが一般競争入札の対象です。

一般競争入札は、公告により入札の案内を行います。公告は岡山市ホームページ「事業者情報」⇒「入札・契約」⇒「物品」⇒「入札・見積合わせ情報 [物品] (契約課発注)」⇒「一般競争入札一覧」で閲覧可能です。

入札に参加する**資格（条件）は、案件ごと**に公告文で定められます。公告文で定めた資格を有し、入札に参加を希望される場合は、公告文に定める方法で、入札に参加してください。

なお、許容価格又は年間予定調達金額により入札方法が異なりますので、ご注意ください。

対象となる許容価格 令和6年4月以降	3,600万円未満 (WTO案件以外)	3,600万円以上 (WTO案件)
資格確認の時期	事後審査	事後審査
入札方法	電子入札	郵便入札

※ 資格確認における「事後審査」とは、事前に入札参加希望者の適格審査をするのではなく、入札後に公告文にあった条件を満たす資料の提示を求め、条件を満たすと認められれば落札決定とする方法です。提出資料には、納入物品明細書・実績証明書・品質証明書・出荷引受書や、代理店証明等を求めることがあります。

2 随意契約（見積合せ）について

・財産の買入の場合は許容価格300万円以下のもの、製造の請負の場合は400万円以下のものが対象となります。

・見積合せには「オープン方式」と「指名」の2つの方法があります。

① 見積合せ（オープン方式）

・業種区分「印刷」、「用紙」、「OA機器」、「事務用品」の4業種が対象です。
あらかじめ決められた曜日に従って案件を公表します。

② 見積合せ（指名）

・上記4業種以外の業種が対象です。
・見積のお知らせ（見積書提出依頼の通知）は、電子メールで行います。

3 入札・見積合わせに参加する皆様へ

- ・公告文・仕様書など、必要な事項をよく理解したうえで入札・見積合わせに参加してください。
- ・電子入札システムでの金額登録後の訂正、撤回はできません。ただし、開札予定日時までに契約課に所定の入札（見積）書錯誤届を提出し、本市が錯誤と認めた入札書・見積書は無効とします。
なお、開札後は、入札（見積）書錯誤届は提出できませんので、有効な入札書・見積書として扱います。納入期限、数量等の条件を十分確認のうえ、金額を登録してください。
- ・「単価契約」か「総価契約」か、登録前に十分確認してください。
- ・不正・不誠実な行為には厳正に対処します。